

「食品トレーサビリティシステム導入の手引き」（平成15年3月）改訂に向けた 「手引き」改定案作成に至る委員等の意見とその反映

平成19年2月19日現在

委員会事務局（社団法人 食品需給研究センター）まとめ

※表の見方

- ・「回」は、委員会または作業部会、またはメール等で委員から意見のあった日付を示す。
WG1=作業部会第1回（11月10日）、WG2=作業部会第2回（12月13日）、
WG3 作業部会第3回（12月27日）、委②=第2回委員会（1月19日）
- ・「意見」は、主要な意見を示す。
- ・「修正の方向」は、会議において合意されたもの、または事務局等にて提案し後日会議で了解されたものであることを示す。

回	箇所(ページは現行手引き)	意見	修正の方向	改訂案への反映
全般				
WG1	第Ⅲ部全体	・第Ⅲ部は平成 14 年度時点の事例であり、しかも補助を受けて情報システムを開発したものに限定されており、今となってはよい参考とはいえない。また導入事例は別途継続的に紹介されている。	・第Ⅲ部を削除する。	反映
12/27	全般	・特に最初からトレーサビリティシステムを開発・導入しなくてもよい業界もありうる。その場合、現状を把握して業界で共有するような取組みが有効である。	・「はじめに」の「3 手引きのねらい」に、次の趣旨のことを加筆する。 「トレーサビリティシステムを最初から導入しなければならないとは限らない。その場合、この手引きが示すトレーサビリティ確保の基本事項に沿って現状を整理し、認識を共有することが有効である」	反映
			・5-1「(1) 識別と対応づけの要件」の後半に、 「トレーサビリティの確保には、さまざまな程度がある。ロットの大きく設定すれば、遡及・追跡の精度は下がるが識別と対応づけの要件の実現は容易になりうる。」旨を加筆。	反映
			・Ⅱ部冒頭 38 ページの図 「現状の把握」に取り組んだ結果として、トレーサビリティのレベルが現状で十分であると判断された場合のフローを追加する。	反映 (本文に沿うよう、図を全面的に修正した)
はじめに				
WG2	p1- 「はじめに」全体	・前回の手引きと今回の手引きで何が違うかの大まかなポイントを整理すべき。	・第1回委員会の合意をもとに加筆する。	反映 p3 「O-4 本書の構成」
12/6	p1 行 6-9	・トレーサビリティシステムの遡及と追跡だけのシステムであれば、それらを達成することは出来ない。生産履歴をトレーサビリティシステムに含めないのであれば、このような表記は誤解を招く。	関連づけて記録する情報内容だけでなく、対象範囲によって実現できることが異なるので、そのことを記述	反映 p1 行 6-9

回	箇所(ページは現行手引き)	意見	修正の方向	改訂案への反映
12/10	p1 行 6-9	・消費者に常時履歴を開示することがトレーサビリティシステムであるかの誤解を与えかねない。記録や検証をして、問題発生時に権限機関や消費者に伝達する場合も多いと考えられる。	以下のように修正。 ・「消費者に食品の履歴に関する情報を記録して積極的に提供し伝達・検証可能にし」	反映 p1 行 10-12
WG1	p1 全般	・策定の経緯に続いて、改訂の経緯について加筆が必要。	・改訂の経緯を加筆する。 (2002 年の策定の経緯を整理した上で、2006 年までの導入状況や改訂の経緯について加筆)	反映 p1「0-2 改訂の背景と経緯」の新規加筆。
WG1	2. 策定のねらい p2	・平成 14 年度時点では、まだ導入がほとんど進んでいないことを前提に、今度導入する事業者のためのガイドラインが作成された。現時点では導入済みのシステムの運用や見直しも含めたガイドラインとして読まれるべき。	・「策定の狙い」として、導入済みの事業者にも参考になるよう、加筆する。 (運用というより、教育訓練・システムの更新・対象拡大・連携の際に役立つ)	反映 p2 行 24 0-3「手引き」のねらい
WG1	3. 本書の構成 p2 行 19-22	・ガイドラインや法律の整備状況のアップデートが必要。	・アップデートのための加筆・修正をする。	反映 p3 0-4 本書の構成
WG1	4. 今後に向けて p2 行 23-31	・「手引き」以降に作成されてきた「品目別ガイドライン」や「要求事項」との関連が明らかにされていない。	・本ガイドラインと「品目別ガイドライン」や「要求事項」との関連について加筆する。	反映 p1 行 24 (「0-2 改訂の背景と経緯」に加筆)
第 1 部 食品トレーサビリティシステムの基本事項				
第 2 章 関連法規等				
WG1	p6 2 関連法規	・どの法律のどの箇所がトレーサビリティと関わるのか、明らかでない。 ・ガイドライン作成後に作成された法律等を加える必要がある。	・各法律にトレーサビリティと関連がある部分について短い解説を加筆する。 次の法律等を加える。 ・食品安全基本法 ・牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法 ・食品衛生法第 3 条の 2 の食品等事業者の記録の作成及び保存に係る指針(ガイドライン)」	反映 p5-9 2. 関連法規等

回	箇所(ページは現行手引き)	意見	修正の方向	改訂案への反映
WG2	2-2 規格・ガイドライン等	・生産情報公表 JAS は生産工程に関する履歴の確保はしっかりされているが、それ以降の行程についてはトレーサビリティの要件が簡略化されているので、区別した方がよい。	・生産情報公表 JAS についてはトレーサビリティそのものの規格ではないので、「食品トレーサビリティと関連のある規格」という項目を設けて、そこに記述する。	反映 p9 2-3食品トレーサビリティと関連のある規格(1)
委②	生産情報公表 JAS の記述の更新	・加工食品でも色々と検討が進んでいるので、制定が決まっているものは記載しておいた方がよいのではないか。	(制定予定のものはあるが、まだ正式に決定していない)	※3月の段階で、最新情報を確認します。
1/25	2 関連法規等 全般	・海外の法律については、輸出する場合に考慮する必要がある旨を記述すべき。	・2-1のはじめに脚注を入れ、輸出する場合に海外の法律を考慮すべき旨を記述した上で、特に参照すべき文献の番号を入れる。	反映 p5 脚注
第3章 定義				
WG1	p6 行37 「食品のトレーサビリティ」	・Codex 委員会と共通した定義への修正が必要。	・Codex委員会による定義を受けた農林水産省の現在の定義へ修正。	反映 p10 行7-
			・解説として、Codex 委員会の定義を採用した経緯と、チェントレーサビリティの確保を目指す方向には変わりがないことを加筆する。この趣旨については、「はじめに」でも加筆する。	反映 p10 (「はじめに」の「2 改訂の経緯」にも、この趣旨を記述した)
WG2 と WG3		・『ものの移動を把握できる情報は不可欠だが、「生産履歴」「製造履歴」などの情報は、トレーサビリティの必須要件ではない。そらの情報は、目的に応じて付け加えても良い』という趣旨の注を加えるべき。	・ISO/DIS 22005の注3に準じて、“「移動」は、ものの出自(origin)、プロセスの履歴、または流通と関連づけることができる”とする。	反映
WG1	p6 行37 「食品のトレーサビリティ」	・“内部トレーサビリティ”や“チェントレーサビリティ”の定義も必要	・「チェントレーサビリティ」と「内部トレーサビリティ」について図を入れて定義する。	反映 p11行17、31 図はp20
WG2	- 「チェントレーサビリティ」の図	・「一歩川上」「一歩川下」についても定義が必要	・「一歩川上」「内部トレーサビリティ」「一歩川下」がつながることで、「チェントレーサビリティ」につながるといことが、明確になるようにする。 ・「一歩川上(への遡及可能性)」「一歩川下(への追跡可能性)」を定義する。	(上記参照)

回	箇所(ページは現行手引き)	意見	修正の方向	改訂案への反映
1/30	p8 「プロセス」	「手順、方法」はプロセスのあり方であり、プロセスの定義としては適切でない	・「～の手段、方法」→「における一連の活動」とする。	反映 p12 行 27
11/9	p7 「ロット」	・本文では「識別単位」のあり方の一つとして「ロット」という用語が用いられており、「識別単位」の次に配置したほうがわかりやすい。	「識別単位」の次に配置する。	反映 p13 行 1-15
WG2		・“またロットを、「種類、…」として用いることもある。”は、混乱を招くので不要ではないか。	・「ほぼ同一の条件下において加工または包装された製品のまとまり」と修正をする。 ・9～10 行目を削除する。	
2/4		・「製品のまとまり」とあるが、原料も半製品も含まれる。	・「原料・半製品・製品」とする。	
1/30	「ロット」の定義の注1～3	・注1と注2はロットの考え方の例示であり、本文のロットに関する箇所に移したほうがよい。 ・注3は定義の内容と矛盾する面がある。また「不均一ロット」という言葉を定義する必要性が低い。	・5-1(2)②「識別単位の設定とロット形成の留意点」(23 ページ)に移動させる。 ・品目別ガイドラインでの記述と重複するので、記述を簡潔にする。 ・注3は削除。	
WG2	p8 行 20- 「識別」	・定義としては、「照合番号、あるいはID番号などによって」という技術論・手段ではなく、「特定できること」に留めるべき。 ・識別をするために何をすればよいかは、別の箇所で解説すればよい。	・“固有の記号を割り当てること”を削除し、「～特定できること」とする。 ・識別の手段については、5 章で解説する。	反映 p12 行 35-36、 p19 5-1 食品の識別と対応づけ
11/9	- 「対応づけ」 (「識別」の定義に関	・「識別管理」「対応づけ」という言葉が本文で多用されており、重要な言葉なので、定義をしたうえで用語を統一すべき。	・「対応づけ」を定義して用いる。	反映 p13 行 21-24
WG2	連)	・「もの同士」「ものと情報」「情報同士」の3パターンがあるということを定義に記載した方がよい。	・対応づけには、「ものどもの」「ものと情報」「情報と情報」の3パターンがあるということを加筆する。 (情報をデータとした)	
WG2	p8 行 30-41 「ハザード」「リスク」 「リスク管理」	・「リスク」「ハザード」「リスク管理」の定義については、「農林水産省及び厚生労働省における食品の安全性に関するリスク管理の標準手順書」における定義に従う。		反映 p13 行 30- p14 行 9

回	箇所(ページは現行手引き)	意見	修正の方向	改訂案への反映
11/9	p9 行 2- 「トレーサビリティシステ	・「5 トレーサビリティシステム導入の基本事項」の用語と一致していない。	・「5 トレーサビリティシステム導入の基本事項」の用語と一致させる。	反映
WG1	ム」	・ITを使ったシステムだけを指すのではない、ということを明記する。	・先のとおり加筆する。	p11行34- p12行11
委②	- 「不適合」の定義	・「不適合」は分かりにくいので、定義し説明するべき。	・「不適合」の定義を加筆する。	反映 p13行26-28
第4章 トレーサビリティシステム導入の目的と留意点				
11/9	p10 行 3-4 4-1 目的	・「トレーサビリティ導入によって(1)~(3)のすべての目的を達成することができる」または「トレーサビリティ導入により、(1)~(3)のすべてを実現しなければならない」といった誤解を受けやすい。	・次のように修正する。 トレーサビリティシステムの導入・実施においては、達成すべき目的を明確にすることが必要である。一般的なトレーサビリティシステムの目的の例として、以下のことが挙げられる。	反映 p15行7-9
WG3	p10 行 3-10 4-1 目的	・目的に、何のためにトレーサビリティを導入する意義があるのかということに記載した方がよい。 ・トレーサビリティは安全を確保するものではないが、安心を担保するものである、という表現を加えてはどうか。	・4-1 の冒頭で、食品や食品事業者が置かれている立場から、なぜトレーサビリティシステムの導入の意義が高まったか、記載する。	反映 p15 行 4-6
WG3	p10 行 19-29 (2)食品の安全性向上への寄与	・目的の順番として、「(2)食品の安全性向上への寄与」を一番目にした方がよい。	・(2)を目的の(1)に繰り上げる。	反映 p15 行 11-20
11/9	p10 行 19-26 (2)食品の安全性向上への寄与①②	・トレーサビリティシステムだけでは、(2)の①~④を実現できない。(安全性に関わるモニタリングデータ等が残っていることや、回収・撤去の体制等が必要になる)。そのことを加筆したほうがよい。	・左記のことを加筆する。 さらに、(2)①と②の表現を改める。	反映 p15行12-14

回	箇所(ページは現行手引き)	意見	修正の方向	改訂案への反映
12/13		・(2)①は、モニタリング・データが記録されていることを条件として述べているが、モニタリング・データがない場合でもプロセスの遡りはできる。先にそのことを書くべき。	・以下のように修正する。 「①製品の安全性などに事故が生じた場合に、その原因を探索するために、迅速かつ容易にプロセスを遡ることができる。その製品の安全性に関するモニタリング・データが記録されていれば、原因の探索が容易になる」	
WG3	p11 行 17 4-2留意点に関連	・「経営者のコミットメント」と「継続的改善」について加筆した方がよい。	・4-2 の前段に、「(1)経営者のコミットメントと継続的改善」の項を設けて加筆する。	反映 p16 行 9-16
WG2	p11 行 20 4-2(2)に関連 (費用対効果の考慮)	・「効果」について十分に述べられていない。経済的な面からの「効果」を加筆すべき ・事業者が導入するための動機づけとなるような、経済性以外の効果も記載してはどうか。例えば、風評被害に対する事例など。	・事業者がイメージしやすいよう、導入事例を踏まえて期待される効果の例を列挙する。	反映 p17 (3)費用と効果の考慮
第5章 トレーサビリティシステム導入の基本事項				
11/9	p13- 5トレーサビリティシステム導入の基本事項	・記録の保管期間について説明がない。	・目的に応じて保管期間を定めるべきことを加筆する。→「5-3データの蓄積・保管」を新設	反映 p28行26-30
WG1	P13 5-2食品識別の仕組み	・「食品識別の仕組み」という見出しが、内容を表していない(識別だけでなく、対応づけについても述べられている)。	・「食品の識別と対応づけ」に変更する。	反映 p19行3、 p28行1
12/15		・現状の基本事項では、出自・プロセス履歴・流通の情報の記録についての解説がない。	・「5-2食品の識別と対応づけ」を「5-1」とし、新たに「5-2情報の記録」を挿入する。	

回	箇所(ページは現行手引き)	意見	修正の方向	改訂案への反映
12/13	p13 5-2食品識別の仕組み (WG1以降:5-1(1)識別と対応づけの要件)	・現場で識別・記録等の作業に先立って(基本構想や実施計画を練る段階で)、決めておくべきことをまとめて解説すべき。	・現行手引きでは、作業の要素として5項目を掲げていた。これを、システム運用時の作業ではなく、システム構築時に決めておくべきこととして整理し、ア〜ケの9項目とした。	反映 p19行14-29
			・項目を立てて((2)ものと情報の流れの整理と、識別と対応づけのルール決定)、次のことを解説する。 ①ものの流れの整理 ② 識別単位の設定とロット形成の留意点 ③ 識別記号を割り当てるルールの決定 ④ 事業者の工程内での識別単位の対応づけのルールの決定 ⑤ 情報の流れの整理と取扱いの手順	反映 p21-23
WG3		・事業者間で識別記号とロットの考えだけではなく、手順も伝えるべき旨を記載すべき。	・6-2(1)現状の把握と6-2(2)基本構想書の作成の両方に、調整やコミュニケーションが大事だということを加筆する。	反映 p35-38 6-2現状の把握 6-3基本構想書の作成
1/30	- 5-1(2) ③識別単位の設定とロット形成の留意点	・ロットの意義として、4-1 目的の(3)に対応する意義(品質管理の効率化)が抜けている。	・「ロットの意義」の記述に加筆する。	反映 p21行21-32
WG3	p13行21-26 (2)ロットの意義と形成	・ロットの意義について、経済性を考慮したロットというがあるので、要件として加えた方がよい。	・ロットの精度と費用のバランスを考慮することが必要だ、という意味合いの文章を加筆する。	反映 (p19行35-p20行1の加筆で対応)
11/9	p14行16- (3)各段階の製品識別	・「①生産・出荷段階」と「②処理・加工・流通・販売段階」に分ける必要はないのでは。②の記述は、すべての段階に当てはまることを記述している。	・「①生産・出荷段階」を削除または整理する。(ロットの説明を(2)に移し、生産ロットの生成を②に移した。それ以外は削除した)	反映 p21

回	箇所(ページは現行手引き)	意見	修正の方向	改訂案への反映
12/6	p14 行 3-12 (2)ロットの意義と形成 (5-1(2)③識別単 位の設定とロット形成の 留意点)	・ロットの形成について記載がされているが、流通過程のロット形成について記述がない。生鮮品などで保管や流通過程で品質が変化する場合は流通過程でのロット形成について言及すべきではないか。	・ロットについて、流通段階で組み替えて、新しいロットを作ることがある旨を加筆する。	反映 p22行1-2 p22行29-34
12/11	p15-17 図および右側の説明	・流れ図を結合したものを入れたほうがわかりやすい。	・結合させた流れ図を入れる。	反映 p24-27
12/13		・照合の手順の表現を正確にすべき。	・「現品とその情報(ラベルおよび送り状の識別記号を含む記載内容)を照合する」等と変更。	反映 p24-27
委②	p14-16 d ロットの分割の図	・分割前の識別記号を分割後も引き継がなければいけないような誤解を与えるので、C-1、C-2、C-3を別のアルファベットにした方がよい。	・C-1、C-2、C-3を別のアルファベットにする。	反映 p24図3、 p25行5
11/9	p15 行 26 ②処理・加工・流通・ 販売段階 i	・細かい単位(例えば段ボール箱単位)を大きな単位(例えば伝票単位)にまとめたり、逆に解体したりするパターンもある。これらについて解説が必要では。	・ロットの統合や分割だけでなく、「グループ化する」「解体する」の概念を加える。	反映 p27J、K
11/9	p16 全般	・生産によって識別単位が生成される場合や、廃棄処分によって識別単位が消滅する場合の手順が示されていない。	・識別単位の生成と消滅について g、h として図示し手順を述べる。	反映 p26 g、h
11/9	p17 行 19	・この表現のままだと、「ロットの統合をしてはいけない」かのような誤解を招く。	・つぎのように修正 「以上のすべての段階で、意図しないロットの混合が発生しないよう、分別して取り扱う。」	反映 p26 行 8
12/25	p13- (5-2情報の記録)	・食品の移動を把握するための情報、と目的に応じて記録すべき情報を、分けて解説するとよい。	・トレーサビリティの確保に必要な必須情報と目的に応じて記録すべき付加的情報との違いがわかるように説明する。	反映 p28(1)記録する情報の 選択

回	箇所(ページは現行手引き)	意見	修正の方向	改訂案への反映
11/9	p18 行 1- 5-3内部検査 5-4外部検査	・内部検査では、「作業前後における増減チェック」とあるので、「数量の記録」の必要性について記述する必要がある。	・識別記号等だけでなく、必要に応じ、数量の記録についても記述する。	反映 p29-30 5-4トレーサビリティシステムの検証
WG1		・モニタリングについて記述がない。	・内部監査の前にモニタリングについて解説する。またモニタリングと内部監査の関係を記述する。	
		・「チェック」の語はモニタリングの項目、「検証」の語は監査の項目で使うのがよい。	・左記のように用語を使いわける。	
		・言葉を「内部検査」から「内部監査」に統一すべき。	・「内部監査」とする。以下同じ。「外部検査」も同様。	
12/13		・検証に関する箇所を、1つの節にまとめた方がよい。	・以下のように節を変更。 5-4 システムの検証 (1)モニタリング (2)内部監査 (3)外部監査	
WG1	p18 行 21 5-3内部検査	・組織・体制の整備については、「5-3 内部検査」ではなく、別に項を設けて記述すべき。	・別の場所に項を設ける。	反映 p39行3-19 (7-1を新設)
WG1	p19 5-5消費者への情報	・事業者間の情報の伝達について説明がない。	・事業者間の情報の伝達について加筆する。	反映 p30行17- p31行30 5-5を新設
WG1	提供	・権限機関への情報の伝達について説明がない。	・権限機関への情報の伝達について加筆する。	
WG3	- (5-5(2)国および地方公共団体への情報開示)	・何か起きた時に、行政機関へ積極的に情報提供できる旨を書くべき。	・法規を根拠とした権限機関の要求に対応しやすくなる、ということが分かるよう、表現を工夫する。	反映 p30 行 30-32
委②	- 5-6 必要な文書の特定と維持	・ISO/DIS 22005 では「文書化」の項目がある。それは 5-3 も含まれるし、p37 の図の計画や手順書も含まれる。それを加筆するか。	・5-6として、「トレーサビリティシステムの要件」の3-7を参考に、分かり易く「文書化」について加筆する。	反映 p31 5-6必要な文書の確定と維持

回	箇所(ページは現行手引き)	意見	修正の方向	改訂案への反映
Ⅱ部 トレーサビリティシステム導入の進め方				
WG1	p20 図 p21 6-1事業者による組織形成	・「組織形成→基本構想作成→システム各事業者の実施計画作成→手順書作成」の流れだけでなく、21 ページ後半に記述されている進め方のフロー図と記述を加えるべき。	・複数事業者が組織を作ってチェーントレサビリティシステムを導入する場合と、各事業者が導入したシステムを調整する(相互運用性を高める)場合の両方を説明する	反映 p34 6-1 事業者間の連携と調整、整合性の確保
委②	p20 冒頭の文章	・チェーントレサビリティの構築に向けた解説となっているが、個別の事業者も参考にする事が出来る旨を入れて欲しい。	・Ⅱ部からはチェーントレサビリティの実現に重点を置いていること、個別の事業者も参考にするに良いことを加筆する。	反映 p33 行 3-8
第6章 トレーサビリティシステム導入の第一段階				
12/13	p21 6-1 事業者による組織形成	・ガイドラインに沿ったシステム調整を互いに取り決めるべき旨を記述する。	・「作成されたガイドラインに沿って互いのトレサビリティシステムの調整を実施することを決定する」	反映 p34行4-9
WG3	組織形成	・「調整する」はそれぞれに関連がなく別々に調整しているような感じを受ける。関連があるという表現が必要だ。 ・システムとは電子システムではなく、仕組みのこと。前後のやり取りが出来るように調整するという意図だ。 ・「相互に調整する」を削除し、「相互運用性を高めるために運用する」にしたらどうか。	・「相互に調整する」を削除し、「相互運用性を高めるために調整する」等と修正する	(「～システムを相互運用できるように調整する」に修正)
		・業者間で個別に調整することは、加工食品業界の場合困難であり、(同業他社との)「標準化」を目指すべき。 ・フードチェーンを通じたシステム同士が調整することもこれから出てくるから、その場合も調整が有効だということを書く必要がある。	・「事業者間」が、横・縦両方の関係を含む旨を記述する。 ・左記のことを加筆する。	反映 p34 (6-1の冒頭に加筆。) 反映 p35 行 11-16
12/13	p22 6-2 現状の把握と基本構想の作成	・この手順が、組織としての取組みの場合の記述であることを明示すべき。	・左記のことを加筆する。	反映 p35 6-3 基本構想書の作成
11/27	p22 行 2~3	・誰がデータベースを作るのか不明。トレサビリティ構築者が作るのは非現実的。	削除。	反映

回	箇所(ページは現行手引き)	意見	修正の方向	改訂案への反映
11/9	p22 (2)目標の設定	・「目標」という言葉から、「4-1 目的」と混乱する。	・(2)～(4)をまとめて、「基本構想の検討と作成」とする。	反映 p35-38
11/9	p23 行1 (2)①iv a 対象範囲	・「識別単位やロットの定義」は範囲ではない。	・「ものと情報の流れ、および識別と対応づけのルール」の項目を設け、そこに記述する。	反映 p36行11-14
1/25	p22 6-2(1)現状の把握	・現状の把握は、基本構想の作成しない勧め方の場合でも必要なプロセスなので、基本構想の作成とは独立した節にすべき。	「6-2現状の把握」とする。以下繰り下げ。	反映 p35行18-p38
1/25	p22 6-2(1) ②プロセスと事業者ニーズの把握	・「プロセス」では意味が不明確。 ・「事業者が素材や製品について知りたい情報や求める情報媒体」では、意味が限定されすぎる。	・見出しを「ものの流れと情報の流れの把握」に変更。 ・「情報の流れ」の後に「業務の流れ」を加筆。 ・「また、事業者間で共有すべき情報を把握する」に変更。	反映 p35行23-26 (2)ものの流れと情報の流れの把握
1/30	p22 6-2(2)目標の設定	・基本構想に盛り込むべき項目の表現や順番が、5-1 から5-6 の見出しの言葉と整合していない。	・5-1 から5-6 の見出しの言葉と整合させる。 ・「7-2 実施計画」の作成についても、同様の考え方から整合させる。	反映 p36(1)システム的设计
委②	p24 6-2(4)基本構想書の作成	・基本構想書等において、費用の分担について言及されていない。	・費用と実施体制、役割分担について加筆する。	反映 p37 行 16-17
第7章 トレーサビリティシステム導入の第二段階				
11/9	p25 行7-11	・ここで掲げられていることは基本構想で検討済み。	・重複を省くため削除。	反映
WG1	p25 7-1 情報システムを構築する場合	・手順書作成に先行してシステム構築をするのはおかしい。	・7-1を後方に移動させる。	反映 p41 7-6へ移動
WG1	7	・「要件」では「実施計画」の作成を求めている。「実施計画」について説明するとともに、「基本構想」との関係について、説明が必要。 ・基本構想が複数の事業者による組織が作成するものであるのに対し、実施計画は、各事業者が作成するもの。	・「実施計画」について項を設けて説明する。 (同時に、実施体制の整備、役割と責任の明示についても挿入)	反映 p39 7-1、7-2

回	箇所(ページは現行手引き)	意見	修正の方向	改訂案への反映
WG1	p26 7-2(1)手順書作成 のための事前整理	・事前整理は構想書作成までの段階で済みであり、ここで改めて事前整理が必要ないのではないか。	・重複を省くため、削除する。	反映
11/9	p26 7-2(2)手順書の作成	・手順とともに、記録の媒体(書式など)も明確にすることを記述すべき。	・手順とともに、記録の媒体(書式など)を作成すべきことを説明する。	反映 p40行1-9
委②	- 7-2実施計画の作成	・基本構想書を作らずに、実施計画から入る場合、現状の把握をすることが必要	・基本構想書を作らずに、実施計画から入る場合、現状の把握をすることが必要だということを加筆する。	反映 p39行33-35
1/30		・実施計画と基本構想との関係を明らかにすべき。	・内容が基本構想と共通であり、事業者間で取り決める「基本構想」が作成されている場合は、それにそって事業者内で実施計画を作成する旨を加筆した。	反映 p39行33-35
1/25	p27 7-2(3)関係者の研修	・関係者の研修は、「導入スケジュールの作成」とは、独立した節にすべき。	「7-5関係者の研修」とする。以下繰り下げ。	反映 p40行24-37
第8章 トレーサビリティシステム導入後の留意点				
委②	p28 8-1システムの評価、 修正	・8-1は短いので、7-4に統合したほうがよい	・削除、内容はp44行22に含める。 ・p46行17の「この後、システムを正式に稼働させる。」は削除する	反映 p40行21-22 7-4
11/9	p28 8-2(1)内外への広報	・広報に関連して、「トレーサビリティ適用」を商品に表示する場合の留意点について述べてはどうか。	・少なくとも、表示とともにトレーサビリティシステムの範囲を示すことを説明する。	反映 p42行3-11
WG1	p28 8-2(2)マニュアルの整備	・情報システムの操作マニュアルのことを述べており、「7-2」で述べた手順書と混乱する。	・削除する。	反映

回	箇所(ページは現行手引き)	意見	修正の方向	改訂案への反映
第9章 トレーサビリティシステムで用いられる情報伝達方法				
12/25	p29- 9-1 情報伝達の媒体	・9-1は、ものに添付される媒体について解説する箇所なので、識別の役割だけでなく、情報を伝達する役割についても解説すべき。	・タイトルを変更した。 ・製品に添付して送られる媒体(ラベル、送り状、電子タグなど)についての記述であることを明確にした上で、言葉を補った。	反映 p43 行 1、3 p43 行 4-12
委②	p29 行 16 (1)紙の書類	・自動読取装置も使える旨を入れたほうが良い。	・自動読取装置(OCR)も使えることを加筆する。 (紙書類の自動読み取りに関する記述)	反映 p43行19-23
委②	p31 表	・表の記述内容を正確にすることが必要。	・「数十文字程度」、「2～3千文字程度」「二次元コードより大きい」などの記述を見直す。	反映 p45表
2/6		・比較にあたり、「作成コスト」「作成・読み取り設備機器のコスト」「複製作成」「耐久性」も考慮すべき。	・先の4項目を追加。	
12/25	p32 9-2 コード体系 全般	・コード体系について専門知識がない人を念頭に、まず、コード体系の基本的な役割を解説すべき。 ・食品の識別記号としての要件をしめした上で、それをコード体系を使って示す方法を説明すべき。	・コードには意味情報(属性)を伝える役割と、識別する役割があることを述べた。 ・食品の識別記号の要件として、固有性について解説した。	反映 p46-49
1/25	- SEICA のカタログ番号	・③SEICA のカタログ番号は、SEICA の説明のままとなっており、カタログ番号を説明していない。	・カタログ番号の説明になるよう修正する。	反映 p49行12-19
1/23	p32 標準品名コードの表	・水産物の「基本となるコード、規格」欄に、なしと記されており、アップデートが必要。	・「水産物品名標準コード:(社)大日本水産会がコードの維持、管理に係る委員会を運営」と記す。	反映 p48行17表 右下枠内
1/25	- 参考文献	・アップデートが必要。	・現在では、あまり参考になるとは言えない文献を削除する。 ・通し番号を付けた上で以下の順番に並び替える。 (1)各国の法令とその解説 (2)国際機関による規格およびガイドライン (3)各国の規格およびガイドライン	反映 p50-51